

事務連絡
令和5年3月10日

宅地建物取引業者様

石川県土木部河川課
石川県土木部建築住宅課

津波災害警戒区域の指定について(周知)

平素より本県の住宅施策にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

表題の件については、宅地建物取引業法第35条第1項第14号の規定に基づき、宅地又は建物の取引を行うにあたり交付する重要事項説明書について、当該宅地又は建物が所在する区域のハザードマップ等を提示し、対象物件の位置を示すことが求められているところですが、この度、下記のとおり津波災害警戒区域を新たに指定しましたので、お知らせします。

記

1. 指定日

令和5年3月10日(金)

2. 指定市町

県内17市町(野々市市、川北町を除く)

3. 公表場所

下記県ホームページで公表

[石川県／石川県津波災害警戒区域の指定について](#)

4. 問い合わせ先

各県土木事務所、各市町

※土木事務所ごとの管轄市町については次ページをご参照ください

<留意点>

◆「津波災害警戒区域」とは、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に基づき指定される区域を指します。

◆指定後に、当該区域内の宅地又は建物の取引を実施する際は、重要事項説明書に津波災害警戒区域であることの記載及び説明が必要となります。

※重要事項説明書に添付する各市町作成のハザードマップが更新されていない場合は、説明時点版のハザードマップ及び津波災害警戒区域図を添付すれば差し支えございません。

◆津波災害警戒区域の指定によって、建築や開発行為が制限されることはありません。

各土木事務所の連絡先

名称・担当課	所在地	電話番号	所管区域
大聖寺土木事務所 維持管理課	922-0831 加賀市幸町 2 丁目 77	0761-72-0491	加賀市
南加賀土木総合事務所 維持管理課	923-0811 小松市白江町 61-1	0761-21-3333	小松市 能美市 川北町
石川土木総合事務所 維持管理課	920-2113 白山市八幡町イ 20	076-272-1188	白山市 野々市市
県央土木総合事務所 維持管理課	920-8214 金沢市直江南 2 丁目 1 番地	076-239-3901	金沢市
津幡土木事務所 維持管理課	929-0325 河北郡津幡町加賀爪ヌ 111-1	076-289-4161	かほく市 津幡町 内灘町
羽咋土木事務所 維持管理課	925-0026 羽咋市石野町へ 31	0767-22-1225	羽咋市 志賀町 宝達志水町
中能登土木総合事務所 維持管理課	926-8586 七尾市本府中町ソ 27-9	0767-52-5100	七尾市 中能登町
奥能登土木総合事務所 (分室) 維持管理課	929-2392 輪島市三井町洲衛 10 部 11-1 (奥能登行政センター3 階)	0768-26-2350	輪島市 穴水町 能登町
珠洲土木事務所 維持管理課	927-1213 珠洲市野々江町シの部 32	0768-82-2165	珠洲市

※取引対象の物件に関する津波災害警戒区域の該当の有無については、「所管区域」を管轄する各土木事務所維持管理課までお問い合わせください。